

特定不正行為の告発の受付、事案の調査

○信州大学における調査の流れ

※受付から調査報告書提出まで、
全体で210日程度で実施



【配分機関等が実施すべき事項】

- ① 調査が適切に実施されるよう、必要に応じて指示を行うとともに、速やかにその事案の全容解明し、調査を完了させるよう要請する。
- ② 調査の過程であっても、特定不正行為の一部が認定された旨の報告があった場合は、必要に応じ、被認定者が関わる競争的資金について、採択又は公布決定の保留、交付停止、関係機関に対する執行停止の指示等を行う。
- ③ 特定不正行為の認定した調査結果の報告を確認した場合、内容を踏まえ以下の措置を講じる。

対象：特定不正行為への関与が認定された著者，認定されないが責任を負う者

内容：交付決定の取消し，当該競争的資金の一部又は全部の返還，競争的資金等への申請及び参加資格の制限

【文部科学省による調査等】

- ・定期的に履行状況調査（書面，面接，現地調査）を実施
- ・履行状況調査に基づく改善事項，及び履行期限を付した管理条件の付与
- ・特定不正行為の確認された研究機関への，改善事項及び履行時期を付した管理条件の付与
- ・管理条件の履行が認められない場合は間接経費の削減（上限15%）
- ・間接経費の削減後も管理条件の履行が認められない場合は競争的資金の配分停止